

令和7年9月19日

関係各位

株式会社 日本遮蔽技研
代表取締役 社長
平山 泉

放射線測定器類の廃棄処分について

いつもたいへんお世話になっております。このところ故障した測定器の廃棄処分を依頼されるケースがございます。弊社では顧客サービスの一環として、お客様にかわって廃棄測定器の廃棄処分が可能であるか、行政当局と協議をいたしました。

結果として、弊社での処分は重大なコンプライアンス違反になるため、お客様に代わっての廃棄はできないという結論になりました。

関連する法令を端的にまとめました。恐れ入りますがご理解を賜り、お客様の最寄りの産業廃棄物処理業者に、廃棄依頼をしていただくよう、お願ひ申しあげます。

産業廃棄物の収集・運搬・処分に関する国内法

日本の国内法において、産業廃棄物を事業として収集・運搬や処分を行う場合には、『廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）』が根拠となります。

1. 廃掃法 第14条（許可制）

産業廃棄物の収集運搬業・処分業を「業として」行う場合には、都道府県知事等の許可が必要です。許可を受けていない者は、収集・運搬や処分を行うことはできません。

2. 廃掃法 第12条（処理義務）

事業者は、自らが排出した産業廃棄物について「自ら処理」するか、許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託しなければならないと定められています。

以上の規定により、無許可での収集・運搬・処分は法律で禁止されており、産業廃棄物事業者以外が廃棄物を扱うことはできないことが明確にされています。

以上